◎新潟県告示第1479号

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則別表中の当該機械器具に要する費用の額等を考慮して別に定める額（平成23年４月新潟県告示第472号）の一部を次のように改正し、平成26年１月４日から実施する。

平成25年12月27日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則（昭和48年新潟県規則第17号）別表中の当該機械器具に要する費用の額等を考慮して別に定める額は、次の各号の定めるところによる。 (1)～(28)　（略） (29)　薄膜硬度計　1,310円	新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則（昭和48年新潟県規則第17号）別表中の当該機械器具に要する費用の額等を考慮して別に定める額は、次の各号の定めるところによる。 (1)～(28)　（略）